

中古農業用機械の購入資金を支援

新規就農者の就農初期における費用軽減を図るため、中古農業用機械の購入費用を支援します。

- 対象者は、令和7年4月以降に就農を開始した65歳未満の新規就農者(個人)
- 中古農業用機械の購入金額の1/2を補助します
- 補助の上限は50万円
- 主な交付要件
 - 1 新規就農者(独立・自営就農)であること
 - 2 福島県農業機械商業協同組合の加盟店、またはJA等が経営する農業機械センター、中古センター等から購入すること

補助金活用イメージ

トラクター欲しいけど
思った以上に高いなあ～
中古の機械を買う
余裕もないなあ～



補助金活用



中古だけど
欲しかったトラクターが
手に入ったよ!!
作業がはかどり、
生産力もアップしたよ!

《補助金交付までの手続き》

- 1 福島県農業機械商業協同組合の加盟店、またはJA等が経営する農業機械センター等から購入する中古農業用機械の見積書を取得する。
- 2 裏面の福島県内農林事務所、農業普及所(以下、農林事務所)に下記の書類を提出する。
 - (1) 実施計画承認申請書(様式1号)
 - (2) 交付対象者調書兼事業計画(実績報告)書(様式1-5号)
 - (3) 前記1で取得した見積書(写)
- 3 計画承認後、農林事務所へ交付申請をする。
- 4 補助金の交付が決定され、資金が交付される。
- 5 中古農業用機械を購入、代金を支払い、購入先から領収書を取得する。
- 6 農林事務所へ下記の書類を提出する。
 - (1) 実績報告書(交付要綱第6号様式)
 - (2) 交付対象者調書兼事業計画(実績報告)書(様式1-5号)
 - (3) 前記5で取得した領収書(写)

※以上で事業完了!

注意

- ・第2、3年度終了後、4月末までに事業状況の報告が必要です。
- ※ 予算を超過した場合は、年度途中で事業を終了することがあります。

詳細・様式

福島県 農業担い手課ホームページ
(<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36021c/ijusyunosien.html>)

福島県農林事務所、農業普及所一覽

事業所名	電話番号	住所
県北農林事務所 農業振興普及部	024-521-2604	〒960-8670福島県福島市杉妻町2-16 (福島県庁北庁舎5階)
伊達農業普及所	024-575-3181	〒960-0634福島県伊達市保原町大泉字大地内 124
安達農業普及所	0243-22-1127	〒964-0915福島県二本松市金色424-1
県中農林事務所 農業振興普及部	024-935-1307	〒963-8540福島県郡山市麓山一丁目1番1号
田村農業普及所	0247-62-3113	〒963-7704田村郡三春町熊耳字下荒井176-5
須賀川農業普及所	0248-75-2180	〒962-0868福島県須賀川市芦田塚203-17
県南農林事務所 農業振興普及部	0248-23-1561	〒961-0971福島県白河市昭和町269番地
会津農林事務所 農業振興普及部	0242-29-5302	〒965-8501福島県会津若松市追手町7-5
喜多方農業普及所	0241-24-5744	〒966-0901福島県喜多方市松山町鳥見山字下天 神6-3
会津坂下農業普及所	0242-83-2113	〒969-6506福島県河沼郡会津坂下町大字見明字 南原881
南会津農林事務所 農業振興普及部	0241-62-5253	〒967-0004福島県南会津郡南会津町田島字根小 屋甲4277-1
相双農林事務所 農業振興普及部	0244-26-1151	〒975-0031福島県南相馬市原町区錦町一丁目30 番地
双葉農業普及所	0240-23-6473	〒979-1111福島県双葉郡富岡町小浜481番地
いわき農林事務所 農業振興普及部	0246-24-6154	〒970-8026福島県いわき市平字梅本15番地 (いわき合同庁舎3階)
本庁農業担い手課	024-521-7340	〒960-8670福島県福島市杉妻町2-16 (福島県庁西庁舎9階)
福島県農業経営・ 就農支援センター	024-521-8676	福島県福島市中町8-2 (自治会館1階)